

東京都市計画地区計画の決定（港区決定）

都市計画浜松町一丁目地区地区計画を次のように決定する。

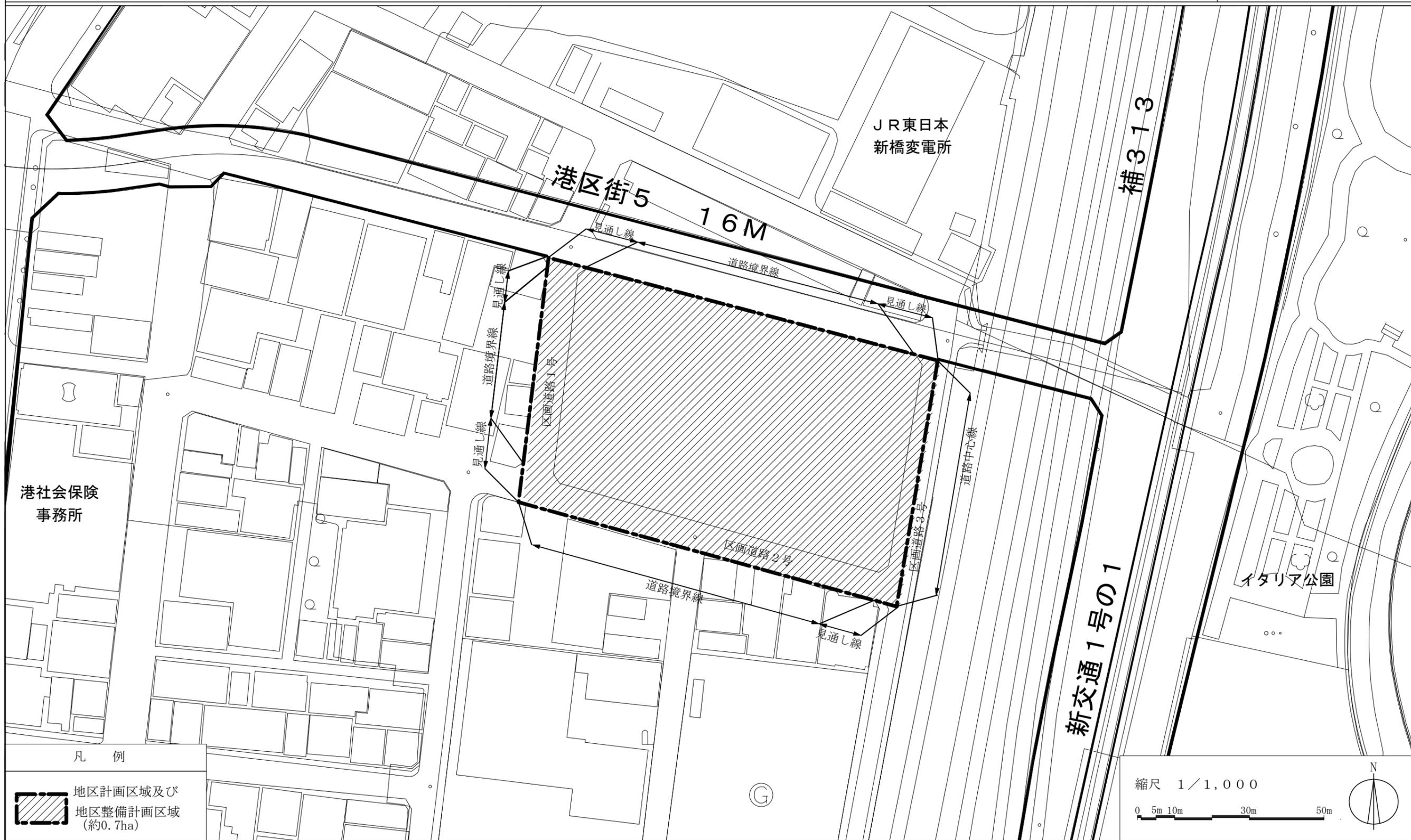
		名 称	浜松町一丁目地区地区計画				
		位 置※	港区浜松町一丁目地内				
		面 積※	約 0.7ha				
		地区計画の目標	<p>浜松町一丁目は、土地利用更新が進む JR 浜松町駅周辺地区と汐留西地区に隣接し、交通の利便性が高く、土地の有効活用が望まれる地区であり、商業・業務を中心とした市街地環境の整備が求められている。</p> <p>当地区が浜松町一丁目での先導的なまちづくりを進め、歩行者ネットワークの形成や居住機能及び商業・業務機能の導入及び安全で快適な公共空間の形成により、周辺環境と調和した魅力ある複合市街地の形成を図る。</p>				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針		<p>地区の立地特性を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用と魅力ある複合市街地の形成を図るため</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 街区一体の整備により、不燃化・高度利用された市街地を形成する。</li> <li>2) 住環境の向上と、居住機能を中心に商業・業務機能が融合した土地利用を目指す。</li> <li>3) 浜松町駅方向と汐留西地区との連携及び地区周辺の歩行者ネットワークを強化し、安全かつ快適な緑豊かな歩行者空間を形成する。</li> </ol>				
	地区施設の整備の方針		<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 周辺地区との繋がりに配慮した、安全で快適なゆとりのある歩道状空地を整備する。</li> <li>2) 地区内区画道路で、歩道設置・電線類地中化・街路樹設置を行い、快適な歩行者空間を形成する。</li> <li>3) 憩いの場となる公園を整備する。</li> <li>4) 地域への貢献として、広場状空地を整備し、賑わい空間を創出する。</li> </ol>				
	建築物等の整備の方針		<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 安全で快適な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限を定める。</li> <li>2) 道路や広場状空地と建築物が調和した魅力ある都市景観の形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</li> </ol>				
地区整備計画 規模	地区施設の配置及び	種 類	名 称	幅 員 幅員の〔 〕は全幅員を示す。	延 長	面 積	備 考
		道 路	区画道路 1 号※	8m	約 60m	—	既設（歩道新設）
			区画道路 2 号※	8m	約 100m	—	既設（歩道新設）
			区画道路 3 号※	4.25m [8.5m]	約 65m	—	既設（歩道既設）
		公 園	公 園	—	—	約 300 m <sup>2</sup>	新設
		その他の公共空地	広場状空地	—	—	約 200 m <sup>2</sup>	新設
歩道状空地	2m、5m		約 230m	—	新設		

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限※	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	広告物等交通の妨げとなるような工作物を設置してはならない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1) 建築物及び工作物の外観の色彩は、港区景観計画の色彩基準に適合し、周辺環境と調和したものとする。 2) 建築物及び工作物の形態及び意匠は、港区景観計画に適合し、良好な都市景観の形成に資するものとする。

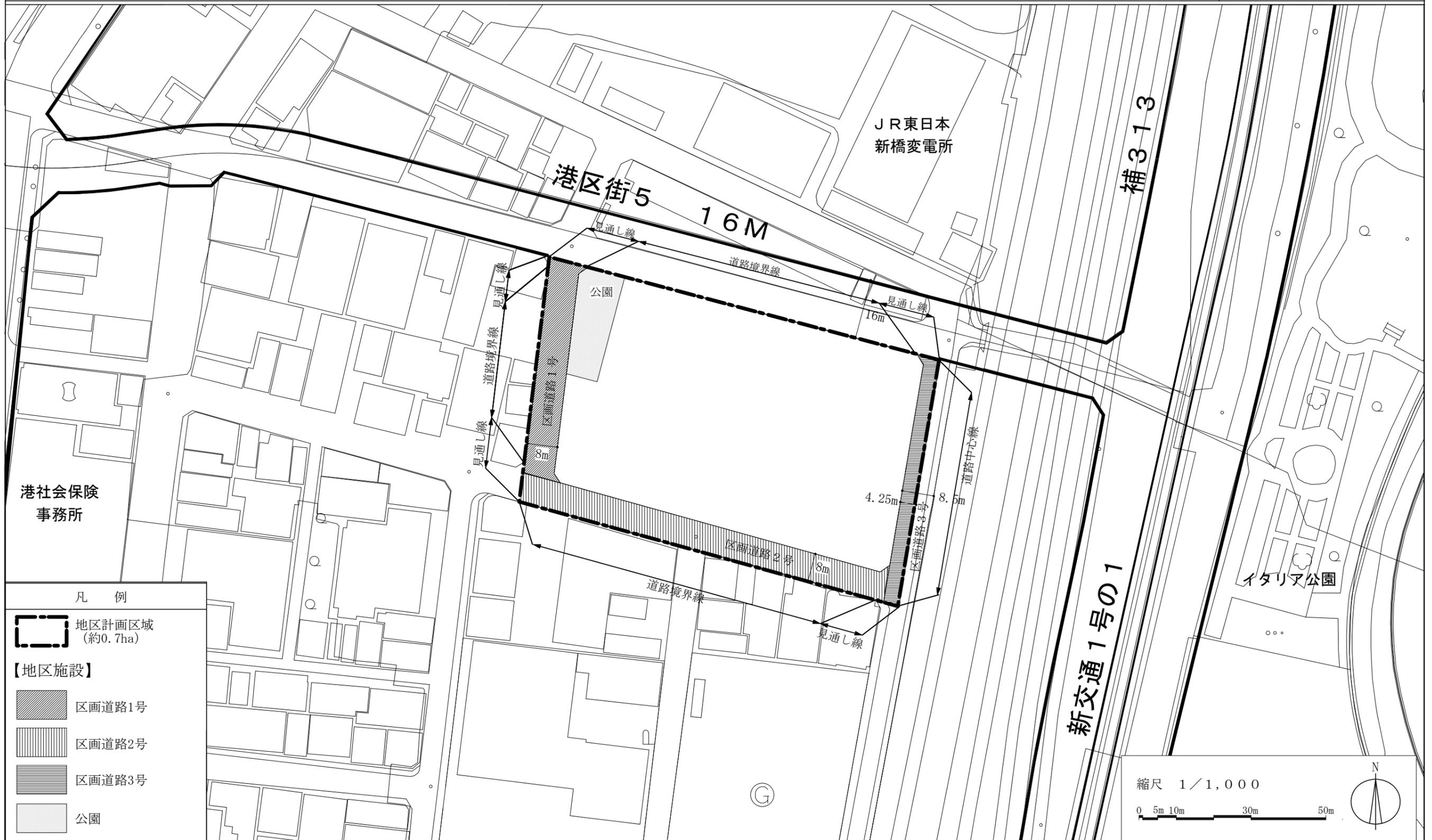
※は、知事同意事項

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適な、魅力ある複合市街地の形成を図るため、地区計画を決定する。



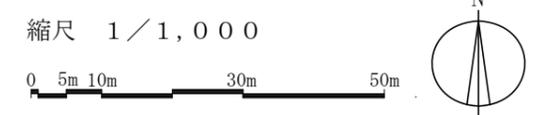
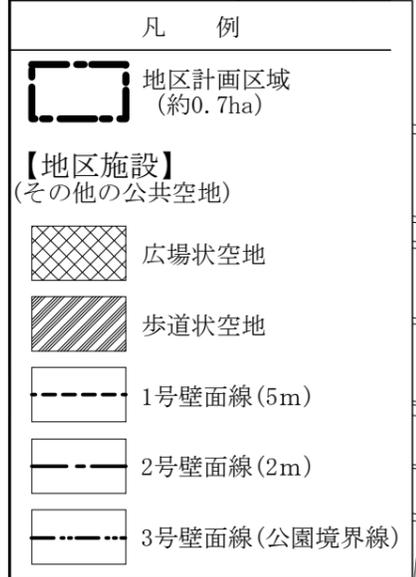
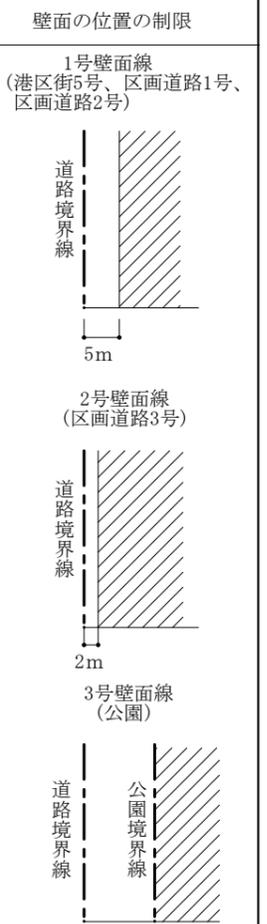
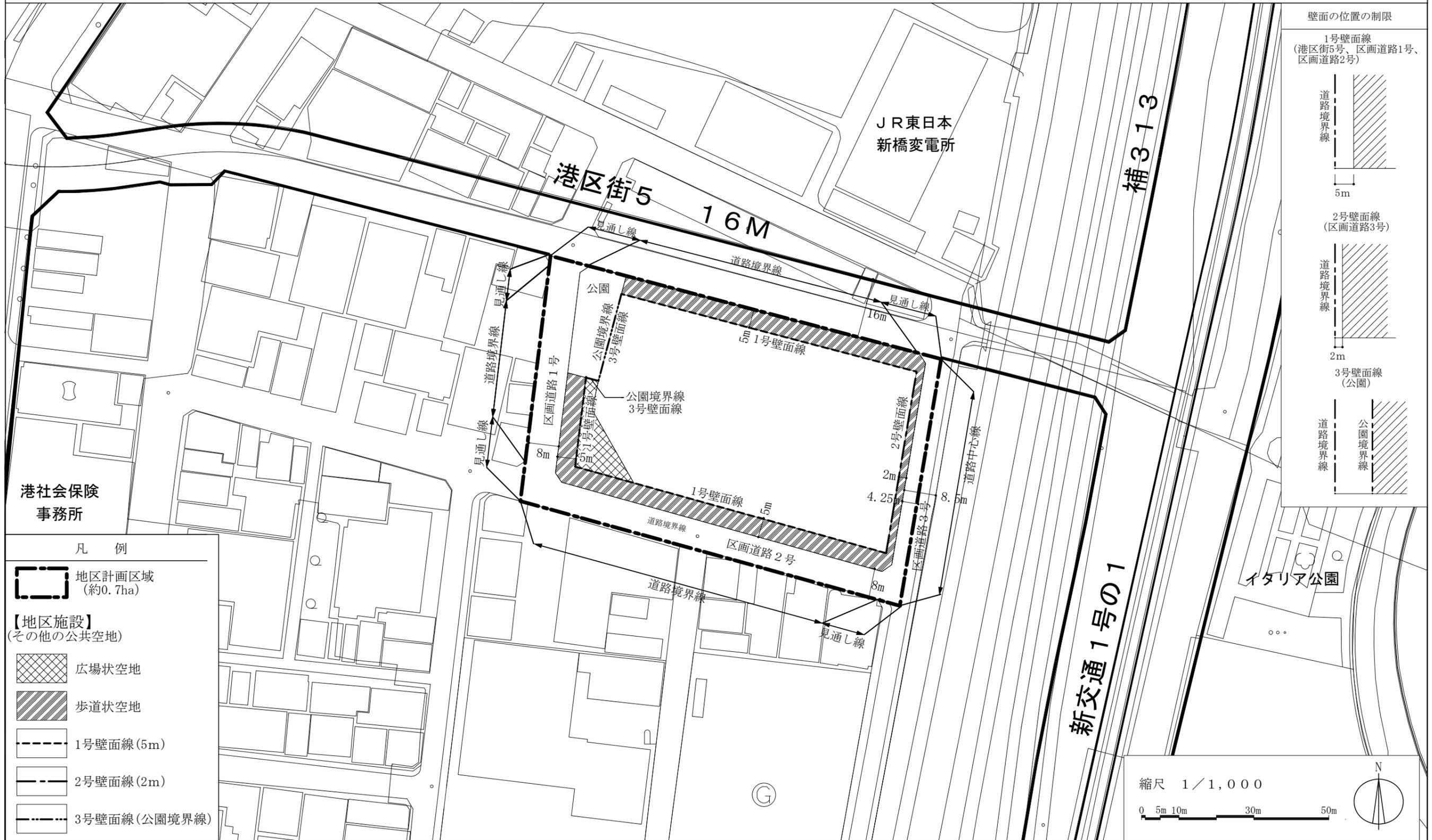
この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ株式が著作権を有している。  
(承認番号) [22都市基街測第26号、平成22年6月18日]、(承認番号) [22都市基交第97号]、(承認番号) [17東デ共許第005号-7]



凡例

- 地区計画区域 (約0.7ha)
- 【地区施設】
- 区画道路1号
- 区画道路2号
- 区画道路3号
- 公園

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ株式が著作権を有している。  
(承認番号) [22都市基街測第26号、平成22年6月18日]、(承認番号) [22都市基交第97号]、(承認番号) [17東デ共許第005号-7]



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ株式が著作権を有している。  
 (承認番号) [22都市基街測第26号、平成22年6月18日]、(承認番号) [22都市基交第97号]、(承認番号) [17東デ共許第005号-7]